

付議案第36号

福岡市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和5年4月27日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、教育委員会の会議の適正かつ円滑な運用を図るため、福岡市教育委員会会議規則の一部を改正する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会会議規則（昭和40年福岡市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（会議）

第2条 教育委員会の会議は、毎月1回以上開催する。

第3条中「行なう」を「行う」に改める。

第4条の見出しを「（委員の出席）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 委員は、教育長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に参加すること（以下「オンラインによる参加」という。）ができる。この場合において、委員がオンライ

ンによる参加をしたときは、会議に出席したものとみなす。

第7条中「行なう」を「行う」に改める。

第8条中「毎に行なう」を「ごとに行う」に改める。

第12条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第14条中「命ずる」を「命じる」に改める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

福岡市教育委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

○福岡市教育委員会会議規則（昭和40年福岡市教育委員会規則第13号）

旧	新	備考
<p>第1条（略） （会議）</p> <p>第2条 <u>教育委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。</u></p> <p>2 <u>定例会は、毎月1回又は2回これを招集する。</u></p> <p>3 <u>臨時会は、必要がある場合において、これを招集する。</u> （招集通知）</p> <p>第3条 会議の招集は、会議に付する事件をあらかじめ通知して行なう。 （委員の参集）</p> <p>第4条（略）</p> <p>第5条・第6条（略） （開会及び閉会）</p> <p>第7条 開会及び閉会は、教育長がこれを宣告して行なう。 （審議）</p> <p>第8条 審議は、1件毎に行なう。ただし、必要がある場合は、一括</p>	<p>第1条（略） （会議）</p> <p>第2条 <u>教育委員会の会議は、毎月1回以上開催する。</u></p> <p>（招集通知）</p> <p>第3条 会議の招集は、会議に付する事件をあらかじめ通知して行なう。 （委員の出席）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 <u>委員は、教育長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に参加すること（以下「オンラインによる参加」という。）ができる。この場合において、委員がオンラインによる参加をしたときは、会議に出席したものとみなす。</u></p> <p>第5条・第6条（略） （開会及び閉会）</p> <p>第7条 開会及び閉会は、教育長がこれを宣告して行なう。 （審議）</p> <p>第8条 審議は、1件ごとに行なう。ただし、必要がある場合は、一括</p>	<p>・ 定例会と臨時会の区分を廃止</p> <p>・ 会議の開催回数を毎月1回以上に改正</p> <p>・ オンライン会議について規定を整備</p>

<p>して審議することができる。</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>(採決の順序)</p> <p>第12条 採決は、修正案を先にし、修正案が否決されたときは、原案について<u>行なう</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(会議録の作成)</p> <p>第14条 教育長は、会議録の作成を教育委員会の事務局職員に<u>命ずる</u>。</p> <p>以下略</p>	<p>して審議することができる。</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>(採決の順序)</p> <p>第12条 採決は、修正案を先にし、修正案が否決されたときは、原案について<u>行う</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(会議録の作成)</p> <p>第14条 教育長は、会議録の作成を教育委員会の事務局職員に<u>命じる</u>。</p> <p>以下略</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

福岡市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

1 改正の趣旨

(1) 会議について（第 2 条関係）

教育委員会の会議については、規則上は「定例会は、毎月 1 回又は 2 回これを招集する」、「臨時会は、必要がある場合において、これを招集する」と規定しているところ、実際の運用では、あらかじめ日程を決定した上で毎月 2 回までを定例会として開催しており、急ぎよ招集が必要となった場合や事前に月 3 回以上の開催が必要であると判断される場合に、臨時会として開催している。

しかしながら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）において、教育委員会の会議は単に「会議」と規定されており、定例会と臨時会の区分はない。

よって、定例会と臨時会の区分については廃止し、「会議は、毎月 1 回以上開催する」とするもの。

(2) オンライン会議について（第 4 条関係）

オンライン会議システムを活用した開催について、現状に合わせた規定の整備を行うもの。

(3) その他

その他所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和 5 年 6 月 1 日